名寄市いじめ防止基本方針 リーフレット

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
　このため、平成２６年４月１日に、名寄市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、国の「いじめ防止対策推進法」等の主旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関する基本的な方針（以下「名寄市いじめ防止基本方針」という。）を定めました。その後、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、いじめ問題の未然防止や事案対処に向けた取組の一層の充実を目指しています。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ○仲間はずれ、集団による無視をされる ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	○金品をたかられる ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

いじめ防止の基本理念

- ○　いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- ○　いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響など、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めます。
- ○　いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、学校、家庭、地域住民、行政　等の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服します。
- ○　児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかり持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

いじめの禁止

児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはなりません。

関係者の責務や役割

市教育委員会の責務

- ○　いじめの防止等のための対策について、北海道その他の関係機関及び団体との緊密な連携協力の下、本市の状況に応じた施策を策定し、実施します。
- ○　設置する学校（以下「市立学校」という。）におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じます。

市立学校及び教職員の責務

- ○　保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、その児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処します。
- ○　児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めます。
- ○　児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- ○　いじめを発見し、又は相談を受けた場合は速やかに、「学校いじめ対策組織」に対し当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って、報告・記録し、学校の組織的な対応に繋げるよう努めます。
- ○　教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

保護者の責務

○　保護する児童生徒がいじめを行うことのないようにするため自ら範を示すなど規範意識や生命を大切にし、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努めます。
○　日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
○　保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、児童生徒の気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。
○　市教育委員会及び市立学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めます。

市民及び事業者の役割

※「事業者」とは、名寄市内で事業活動を行う個人、法人、団体のこと

○　地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭等その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めます。
○いじめが行われ、又は行われている疑いがあるときは市立学校へ通報するなど、市教育委員会及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

いじめ防止等のために市教育委員会が実施する施策

いじめの防止等の対策のための組織の設置

○　市教育委員会の複数の事務職員及び必要に応じて参加する心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「名寄市いじめ防止等対策組織及び調査組織」という。）を置きます。

いじめの未然防止、早期発見に関すること

○市立学校におけるいじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査等を行います。
○いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を整備します。
○研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制の充実のための教員の配置、いじめの防止等を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために派遣される者の確保等必要な措置を講じます。
○インターネットを通じて行われるいじめについて、市立学校、児童生徒、保護者に対し最新の情報を提供します。
○いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報、啓発活動を行います。
○名寄市立大学等と連携し、いじめの防止等に係る教職員の研究活動を促進します。
○児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に対する支援をします。

いじめへの対処に関すること

○市立学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じ、支援や指示、調査を行います。
○いじめを行った児童生徒の保護者に対して、その児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために適切な措置を速やかに講じます。
○いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。
○いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校相互間の連携協力体制を整備します。
○いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒のうち、指導上配慮を要する者の進学及び転学に際し、学校相互間の連携協力体制を整備します。

いじめ防止等のために市立学校が実施する施策

学校いじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

○　名寄市いじめ防止基本方針を踏まえ、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めます。
○　学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、保護者及び地域住民の参画を得るとともに、児童生徒の意見を反映させるよう努めます。
○　学校いじめ防止基本方針について、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その方針の内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者関係機関等に説明します。
○　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

いじめの防止等の対策のための組織の設置

○　市立学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理･福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置きます。

いじめの未然防止、早期発見に関すること

○　全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
○　いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進します。
○　児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動を推進します。
○　いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援を行います。
○　児童生徒、保護者、教職員等に対するいじめの防止に関する理解の促進を図ります。
○　児童生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対して必要な啓発活動を行います。
○　教職員に対し、いじめの防止等のための資質向上に関する研修を計画的に実施します。
○　いじめの早期発見、早期解消を図るため、質問票の使用及び児童生徒への面談等による定期的な調査等を行います。
○　児童生徒、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。また、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮します。
○　発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、性同一性障害や性的指向等に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒に対するいじめが行われることがないよう、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者と連携し、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
○　配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映します。

いじめへの対処に関すること

○　いじめがあると思われるときは、いじめの事実の有無の確認を行い、その結果を市教育委員会に報告します。
○　いじめがあったことが確認されたときは、いじめをやめさせ、複数の教職員によって、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等の協力を得て継続的に対応します。
　①　いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援を行います。
　②　いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言を行います。
　③　いじめが起きた集団への働きかけかけを行います。
○　いじめが行われていた場合、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
○　必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒をいじめを受けた児童生徒等が使用する教室以外の場所において学習を行わせます。
○　いじめを受けた児童生徒の保護者及びいじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、これらの保護者の理解と協力の下、いじめに係る情報を共有します。
○　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければなりません。
○　児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、適切に、その児童生徒に対して懲戒を加えることができます。

取組の点検、評価

いじめ防止基本方針については、定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを見直します。
見直す際、
○市教育委員会は、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」等を参酌し、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れるとともに、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進めます。
○各市立学校は、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進めます。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見を取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めます。

重大事態への対処

重大事態とは
○　いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
○　いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

○　市立学校から重大事態が発生した疑いがある旨の報告を受けたときには、市長に報告しその重大事態に対処するとともに、名寄市いじめ防止等対策組織及び調査組織を活用し、事実関係を明確にするための調査を実施します。

○　調査を行うに当たっては、必要に応じて第三者の参画を得ます。
○　調査が終了したときは、その調査結果を市長に報告します。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望するときは、その児童生徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付します。
○　調査が終了したときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係を適切かつ迅速に提供します。
○　調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

名寄市いじめ防止等対策組織及び調査組織

重大事態(児童生徒や保護者からの申立てがあったときも同様)
(1)　児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(2)　いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合)

国
「いじめ防止対策推進法」

北海道
「北海道いじめの防止等に関する条例」

上川教育局
「上川いじめ・不登校等対策本部会議」

連携

市　長
重大事態についての報告
指示

名寄市教育委員会

教 育 長
いじめ・重大事態についての報告・連絡・相談
指示

部　長
召集
いじめ・重大事態についての報告

名寄市いじめ防止等対策組織及び調査組織設置趣旨
学校においていじめの問題が後を絶たない中、所管小中学校がいじめの未然防止、早期発見・早期解消に効果的に対応することができるよう、いじめの原因や背景等について詳細に調査し分析するとともに、必要な指導助言、支援を行う。

連携

関係機関
○旭川地方法務局名寄支局
○旭川地方・家庭裁判所名寄支部
○名寄警察署
○名寄保健所
○名寄市立大学
○その他

○いじめ・重大事態への対処に関すること（○：いじめ・重大事態への対処に関する役割）
①いじめ・重大事態についての調査方法・計画等　②いじめ・重大事態についての対策方針・計画等　③被害児童生徒の心のケアについての支援方針・計画等
④加害児童生徒の出席停止等　⑤関係機関との連携　⑥外部への説明責任　⑦学校相互間の連携協力体制の整備　⑧いじめ・重大事態の再発防止策

教育部長	学校教育課長	教育相談センター兼青少年センター所長	教育部参事（指導主事）	教育部参事付（指導主事）主査	教育推進アドバイザー
○全体統括 ○上記⑥に関する取組	○教育部長の補佐 ○上記①②③④⑤⑦に関する取組 ○学校教育課内への指示、連絡、調整 ○名寄市役所の関係各課との連携 ○学校（児童生徒に対する教職員の不適切な指導等）に関する保護者及び地域住民からの情報提供等についての対応窓口	○上記①②③⑧に関する取組 ○教育相談センター職員への指示、所内の連絡調整	○上記①②③④⑤⑧に関する取組 ○学校訪問等による事情聴取 ○上川教育局指導主事やスクールカウンセラーの要請	○いじめ・重大事態について学校や家庭、地域からの報告受付窓口、また、教育委員会からの指示・連絡の窓口 ○上記①②③④⑤⑧に関する取組 ○学校訪問等による事情聴取及び聴取内容の整理 ○学校（児童生徒間におけるいじめ等）に関する保護者及び地域住民からの情報提供等についての対応窓口	○上記①②③⑧に関する助言 ○学校訪問等による事情聴取

●いじめの未然防止、早期発見に関すること（●：いじめの未然防止、早期発見に関する役割）
❶いじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査の実施　❷いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備　❸教職員の人権意識の向上を図る研修の充実
❹情報モラルの育成に関する取組と学校、家庭への情報提供　❺いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報、啓発　❻児童生徒がいじめの問題について考え、議論するなどのいじめ防止に資する活動に対する支援

教育部長	学校教育課長	教育相談センター兼青少年センター所長	教育部参事（指導主事）	教育部参事（指導主事）付主査	教育推進アドバイザー
●全体統括	●上記❹に関する取組	●上記❷❹❺に関する取組 ●いじめの未然防止、早期発見・早期解消のための教育相談等についての情報提供	●上記❶❷❸に関する学校への指導	●上記❶❷❸❹❺❻に関する学校への指導	●上記❷❸❹❺に関する学校への助言 ●いじめの未然防止、早期発見・早期解消のための校内支援体制及び個別の支援等についての助言

☆**必要に応じて第三者の参画**　・名寄市立大学教員（学校心理士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー）・民間のカウンセラー　等

報告内容の精査
教育部参事（指導主事）・参事付主査

いじめ等の報告

教育部参事付主査

指示・連絡

指示、協議内容、決定事項等の整理
教育部参事（指導主事）・参事付主査

学校・家庭・地域

教育長からのメッセージ

本市の小中学校におきましては、「いじめはどの子どもにも起こり得る」という緊張感を持って、いじめを許さない学校づくりを進めております。しかし、近年、いじめは、インターネットを通じて行われるなど、周囲の大人が気付きにくいものへと変化しております。いじめの発見と対応の遅れにより取り返しのつかないことにならないよう、日ごろから市民の皆様と連携し、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消に努めてまいりたいと考えておりますので、お気づきの点があれば、学校又は市教育委員会にご連絡ください。

名寄市教育委員会教育長　小野　浩一

※名寄市いじめ防止基本方針・名寄市いじめ防止等対策組織及び調査組織は、市のホームページ「学校・教育委員会」に掲載しています。

お問合せ先　　名寄市教育委員会　　０１６５４－３－２１１１